

防医学学第993号

26. 4. 1

事務局 長
医学教育部 長
病院 長 殿
教務部 長
学生部 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

看護学科学生アドバイザー制度について（通達）

標記について、別紙のとおり実施されたい。

添付書類：別紙

配布区分：事務局総務部長、学生部学生課長、学生部主任訓練教官

看護学科学生アドバイザー制度

1 目 的

本制度は、看護学科第1学年に対し、入学当初から学生個人の悩み等に対し助言を行うアドバイザーを指定し、学生の健全な成長及び看護師・保健師となるべき者の教育訓練に資することを目的とする。

2 看護学科アドバイザーの任務

- (1) 適宜に、担当する学生と継続的に年数回の個人面談等を実施し、身上（心情）把握を行い必要に応じ助言を行うこと。
- (2) 年度末成果報告等の実施に関すること。

3 看護学科アドバイザーの指定

看護学科アドバイザーは看護学科防衛教官の中から防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）が指定する者をもってあてる。

4 看護学科アドバイザーの任期

指定により担当する学生が第2学年に進級するまでの間とする。ただし、本来の業務に著しく支障を来たす場合、異動その他やむをえない事情により継続することが困難な場合は学校長に対し解任の申出を行うことができる。

5 協力体制

看護学科アドバイザーが助言を行う際に必要に応じ担当する学生の修学及び服務状況について問い合わせがあった場合は、各職員等は適切な助言に資するよう協力するものとする。

6 相談内容の取り扱い

看護学科アドバイザーは担当する学生から相談を受けた内容に関し、厳重に管理するとともに当該学生の同意なく他の職員等に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当する場合で緊急を要すると考えられるものについては、当該学生の同意の有無に関わらず防衛医科大学校幹事（学生部学生課長気付）へ相談又は報告できる。

- (1) 心身の健康状態が深刻だと判断される場合
- (2) 法令違反等公序良俗に反するものと判断される場合
- (3) 事案の原因が学生本人よりも周囲や学校自体にあると判断される場合
- (4) その他、重要かつ緊急と判断される場合

7 報告

各看護学科アドバイザーは次の各号に掲げる報告を当該各号に掲げる期日までに防衛医科大学校幹事（学生部学生課長気付）に行うものとする。ただし、報告する内容が関係する職員以外の者にみだりに知られることで学生の個人の権利利益を害すると認められる場合は、防衛医科大学校幹事に直接報告することができる。

(1) 年度末成果報告

年間を通じ実施した面談結果の報告：3月の第2週末まで

(2) 個別報告

看護学科アドバイザーが必要があると認められる場合：時期を問わずその都度

8 庶務

(1) 看護学科アドバイザー制度の庶務は学生部学生課において行うものとする。

(2) 各看護学科アドバイザーからの報告内容については「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律58号）」の規定に基づき適正な管理を行うものとする。